

平成29年7月26日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号：9501 東証第1部)

問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 前田 邦之
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、本年5月18日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年7月14日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

<参考：新々・総合特別事業計画（抄）>

<http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/pdf2/170726j0202.pdf>

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染作業および除染事業に関する取扱いの整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額は1兆2,405億円増加し、9兆7,047億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- 出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長による増加等
… 約308億円
- 除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染作業および除染事業に関する取扱いの整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
… 約1兆2,096億円

以上